

練馬区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

練馬区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）では、都道府県および市区町村は、国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定することが規定されています。

後期計画は、この法律の規定に基づき策定する、練馬区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含します。

区の温室効果ガス削減目標

この計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標は以下のとおりとします。

長期的に達成すべき温室効果ガス削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に基づき、平成 42 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 26.0%削減とします。また、後期計画期間中にめざす短期的な温室効果ガス削減目標は、長期目標の設定水準を踏まえ、平成 31 年度（2019 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 9.2%削減とします。

区と国とでは区域の条件が異なりますが、地球温暖化対策の重要性に鑑み、国と同水準の削減目標を掲げ、目標を達成するよう努めます。

なお、進行管理においては、電気の CO₂ 排出係数は基準年度の値を適用し、参考値として該当年度の排出係数を用いた排出量も示します。

長期目標

平成 42 年度（2030 年度）までに 26.0%削減する。

短期目標

平成 31 年度（2019 年度）までに 9.2%削減する。

※ 基準年度はいずれも平成 25 年度（2013 年度）

計画期間

計画期間は、平成 42 年度（2030 年度）に向けた長期的方向を見据えつつ、後期計画と同じ平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 か年とします。

（※ 短期目標達成のための行動メニューは、資料編を参照のこと。）

対象とする温室効果ガス

温対法に基づき7種類の温室効果ガスを対象とします。

温室効果ガス	区で排出される代表的な活動	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼による使用、他人から供給された電気の使用など	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行、生活排水の処理など	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、生活排水の処理など	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	業務用冷凍空調機器からの排出、家庭用エアコンおよび冷蔵庫からの排出など	1,430 など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	溶剤からの排出など (区ではほとんど排出されていない)	7,390 など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備からの排出など (区ではほとんど排出されていない)	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	ふっ化物製造時の漏出など (区ではほとんど排出されていない)	17,200

対象とするCO₂排出部門

温室効果ガス排出量のほとんどを占めるCO₂については、以下の排出部門を対象とします。

部門	内容
家庭部門	一般家庭
業務部門	事務所ビル、大型小売店、その他の卸・小売業、飲食店、ホテル、学校、病院等、その他のサービス業
産業部門	農業、建設業、製造業
運輸部門	自動車(乗用車、バス、小型貨物、普通貨物)、鉄道
廃棄物部門	一般廃棄物

対象ガス別・排出部門別の排出量の目安

国の地球温暖化対策計画の部門別削減割合をもとに、練馬区の温室効果ガス排出量を算出した目安となる数値を以下の表に示します。

対象ガス 排出部門		2013年度 (基準年度)の実績	2030年度 (平成42年度)の目安
CO ₂	家庭	1,065.5 千 t-CO ₂ eq	646.7 千 t-CO ₂ eq (▲39.3%)
	業務	540.7 千 t-CO ₂ eq	325.6 千 t-CO ₂ eq (▲39.8%)
	産業	101.7 千 t-CO ₂ eq	95.1 千 t-CO ₂ eq (▲6.5%)
	運輸	383.2 千 t-CO ₂ eq	277.6 千 t-CO ₂ eq (▲27.6%)
その他ガス		181.6 千 t-CO ₂ eq	125.0 千 t-CO ₂ eq (▲31.2%)

※ その他ガスは、CO₂以外の温室効果ガス(CH₄,N₂O,HFCs,PFCs,SF₆,NF₃)と廃棄物部門CO₂を表しています。